

障事第893号-1  
令和5年9月5日

各障害福祉関係施設運営法人代表者 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長  
(公印省略)

令和6年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る県の事前協議について

本県の障害福祉行政推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記交付金については、「児童福祉法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が施設等を整備する場合に、施設利用者等の福祉の向上を図ることを目的として、国及び県が費用の一部を補助するものです。

今般、令和6年度の整備計画に係る当該交付金の所要額調査及び事前協議について、下記のとおり実施しますので、貴法人等において要望がある場合は、別添「記載要領」及び「施設整備方針」を確認の上、関係書類を提出くださるようお願いいたします。

#### 記

##### 1 所要額調査

- (1) 提出物 別紙「所要額調査票」
- (2) 提出先 県障害福祉事業課 療育支援班宛てにメール送付
- (3) 提出期限 令和5年9月26日(火)

※施設整備予定地の市町村障害保健福祉担当課へ事前に相談すること

##### 2 事前協議

- (1) 提出物 別添「協議書目録」のとおり
- (2) 提出先 施設整備予定地の市町村障害保健福祉担当課宛てにCD-R等の媒体で送付
- (3) 提出期限 令和5年10月10日(火)

《連絡先》  
千葉県健康福祉部障害福祉事業課療育支援班  
TEL : 043-223-2336  
e-mail : ryouiku@mz.pref.chiba.lg.jp